

Let's CHANGE for 2024!



進めよう！ 運送会社の働き方改革

なに？

運送会社の
働き方改革とは？

- 長時間労働の抑制
- 職業としての魅力度向上
- 人手不足対策

<取組目標>
2024年3月末！までに
働き方改革関連法に対応！

具体的には？

運送会社に
求められることは？

● 働き方改革関連法対応

- ▶ ドライバー（自動車運転業務）は特例で、2024年4月から、年960時間の時間外労働の上限規制が適用され、この厳守が求められます。将来的には年720時間の適用を目指します。

※36協定の限度に関しても改正労働基準法が適用

Check！これらに違反すると以下の罰則があり、遵守に強制力あり。
6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ▶ 時間外労働の上限規制に伴い、月間の拘束時間も273時間程度に短縮される見込み

**時間外労働規制・月間の拘束時間の対策を講じることが重要
対策！**（株）ブリックスの実績に裏付けされたノウハウを活用

□ 法令遵守

貨物自動車運送事業法
道路交通法、労働基準法
改善基準告示 等

□ 働き方改革への積極的な取組み

労働生産性向上、経営改善
多様な人材の確保・育成
労働時間と運行時間の2つの
時間の管理と改善

どうするの？

運送会社の
働き方改革対策とは？

- 自社の各ドライバーの労働時間・運行時間を集計（現状把握）と改善
- 社内規定（就業規則・賃金規定・雇用契約書等）再構築
- 労働時間・運行時間の管理方法の見直しと効率管理の実現
- 行政による監査等への対応力の強化
- 『安全運行』と『改善基準告示』の社員教育
- 荷主との契約・交渉に関する技術の習得 等

- ▶ 『働き方改革』対応は、労働環境の改善のみならず、会社の経営強化に資するものでなければなりません。
- ▶ 株式会社ブリックスは、運送会社専門の経営支援コンサルティング会社です。様々な訴訟・監査等を運送会社と共に対応し、日々の対策研究と併せ、十分なノウハウと実戦経験を積み重ねており、これらのノウハウを余すことなく運送会社の皆さまにご提供してまいります。
- ▶ 株式会社ブリックスの実践コンサルティングを是非ご活用ください。
※当社は対策に関するコンサルティングのみを行います。就業規則の作成・届出等は社会保険労務士の専権事項になります。

[会社概要]



株式会社ブリックス 運送会社と共に信頼と実績の運送会社専門コンサルティングカンパニー
〒540-0026 大阪府大阪市中央区本町1-2-15 谷四スクエアビル7階
TEL：06-4400-7870 FAX：06-6940-4022 E-mail：info@brix-net.co.jp